

ラスク書簡と李承晩ラインの一方的設定

1951(昭和26)年～1952(昭和27)年

韓国は、サンフランシスコ平和条約の起草過程において、連合国側から「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」を日本が放棄する旨の条約草案の提示を受け、1951年7月米国に対して日本が放棄すべき地域に竹島を加えるように文書により要請しました。これに対して米国は、同年8月、ラスク国務次官補名の公式な書簡を韓国向けに発出し、竹島は「朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ごろから日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」として韓国の要請を明確に拒否しました（一般的に「ラスク書簡」と呼ばれます。）。要請が聞き入れられなかった韓国は、「海洋主権宣言」を発出し李承晩ラインを設定、同ライン内に竹島を取り込みました。

1951年6月 改訂米英共同草案

条約草案第2条(a)

「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」(署名時の条約と同じ文言)



韓国の動き

1951年7月19日

改定米英共同草案に対し、韓国が米国に修正を要請

①竹島を韓国領とすること

韓国は、日本が朝鮮の一部として放棄する島嶼に竹島(文中は Dokdo)及びパラン島(Parangdo)※を追加することを米国に要請しました。

※「波浪島」の韓国語音。韓国の南西にある現在の東シナ海の暗礁ソコトラロックを島と誤認したもの。

②マッカーサーラインの維持

韓国は、マッカーサー・ライン(占領下における日本人の漁業等の操業可能な範囲を示す境界)を条約発効後も維持することも要請しました。



米国の動き

1951年8月10日

米国が韓国の要請を拒否(いわゆるラスク書簡)

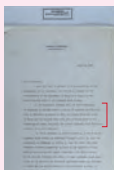
①竹島は朝鮮の一部であったことはない 拒否

竹島は「我々の情報によれば、朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ごろから日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある…」として米国は韓国の要請を拒否しました(パラン島に関する要求は取り下げられたものと米国は理解)。

②公海漁業に関する規定は入れられない 拒否

「公海上の漁業管理に関する規定を条約に盛り込もうとすると条約締結が遅延するので不可」、「マッカーサー・ラインは条約発効まで有効。その間に日本と漁業協定交渉をする機会がある」として米国は韓国の要請を拒否しました。

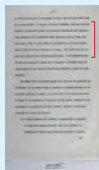
図23 条約草案に関する韓国の要請(1951年7月19日付け梁裕燦(ヤン・ユチャン)駐米韓国大使からアチソン国務長官宛ての書簡)



所蔵: 米国国立公文書館

資料抜粋
第2条(a)の修正
confirms that it renounced on August 9, 1945, all right, title and claims to Korea and the islands which were part of Korea prior to its annexation by Japan, including the islands, Outpost, Puri, Hainan, Dokdo, and Parangdo.
第9条(漁業協定)の最後に移入
Pending the conclusion of such agreements existing realities such as the MacArthur Line will remain in effect.

図24 ラスク書簡(韓国の要請(1951年7月19日付け及び8月2日付け書簡)に対する米国(ラスク国務次官補名)の回答(1951年8月10日付け))



所蔵: 米国国立公文書館

資料抜粋
...As regards the island of Dokdo, otherwise known as Takeshima or Liancourt Rocks, this normally uninhabited rock formation was according to our information never treated as part of Korea and, since about 1905, has been under the jurisdiction of the Dai Nippon Kaisha, Office of Maritime Fisheries of Japan. The island does not appear ever before to have been claimed by Korea. ...
資料抜粋(訳)
ドク島または竹島(別名: 利根島)は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ごろから日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。

1951年9月8日 サンフランシスコ平和条約署名



韓国の動き

1952年1月18日

李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を発出し、いわゆる李承晩ラインを公海上の広範な海域に一方的に設定するとともに、同ライン内に竹島を取り込みました。

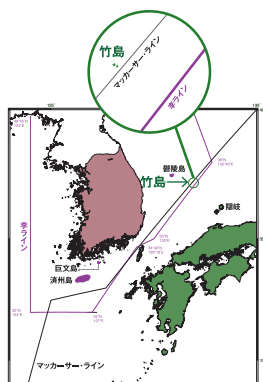


図26 マッカーサー・ラインと李承晩ライン



米国の動き

図25 李承晩ラインに対する米国の抗議(1952年2月11日付け)

米国は韓国に対し、韓国の海洋主権宣言がすべての国に認められる公海上の権利を侵害することになるとの深い懸念を示しつつ、このような宣言が認められるのであれば、どの国でも一方的に宣言を発出することで公海を領海に転換することが可能になってしまう等指摘しました。



所蔵: 韓国外交史料館

最新の研究等：
各国の認識と韓国の働きかけ①
1951（昭和26）年

竹島は日本領であるという認識の下、1951年4月末～5月頭の米英事務レベル協議の結果、米英共同草案が作成されました。同協議で、英国は、竹島を日本の主権が存続する範囲から外していた草案を取り下げました。

1951年6月に作成された改訂米英共同草案を共有された韓国は、駐米大使を通じ、第2条a項への「ドク島」と「パラン島」の追記を米国に働きかけ、これを米国は「ラスク書簡」にて拒否しました。

最近の研究や調査の成果として、①サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領とされたという認識は米英以外の各国にも共有されていたこと、②韓国は、韓国本国でも駐韓米国大使に対して、さらにオーストラリアに対しても同様の働きかけを行っていたことが判明しています。しかし、韓国の要請は受け入れられず、竹島は平和条約において、日本の領土であることが確認されました。

これら、竹島をめぐる認識などについて、最新の調査で見つかった資料やあまり知られていない資料を紹介します。

資料①

英国とオランダ代表の会合（1951年5月29日）での米英事務レベル協議についての英国の説明の議事録
－英国は、竹島を日本領から外した同国草案第1条を取り下げたことを明言－

1951年4月末～5月頭の米英事務レベル協議の結果、米英共同草案が作成され、英国は、竹島を日本の主権が存続する範囲から外していた英国4月草案第1条を取り下げました。

1951年5月29日に英国外務省で開催された英国とオランダ代表との会合で、米英事務レベル協議について説明した議事録があり以下のように記されています。

「ジョンストン（英国外務省日本・太平洋部長）は、「米国代表が米国草案第3条の拡大版の方がより好ましいとの見解であったので英国代表は英国草案第1条には固執しなかった。」と述べた。」（議事録抜粋）

英国案第1条の目的は日本周辺の島々の帰属を明確化し、紛争の火種として残さないことにありました。米国案第3条に、「済州島、巨文島、および鬱陵島を含む。」を加えることにより同じ目的が達成できるという米国の主張にかんがみて、英国は英国草案第1条を取下げ、竹島を日本の領土に残す案に同意したことがわかります。

サンフランシスコ平和条約で竹島は日本領であることが確認されたことに対する韓国の反論は、英国は米英事務レベル協議で同国4月草案第1条を取り下げなかったという評価が前提となると考えられます。しかし、英国自身がその後の外国との協議で同条を取り下げたことを明言しているのです。

図27 英国とオランダ代表の会合の議事録（1951年5月29日）

所蔵：英国国立公文書館

米国草案（抜粋）

第2条
「連合国は、日本およびその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」

第3条
「日本は朝鮮（略）に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」

資料②

卞榮泰（ピョン・ヨンテ）韓国外務部長官とムチオ駐韓米国大使の会談（1951年7月17日頃）
－韓国の米国への働きかけはワシントンDCだけでなく韓国本国でも－

韓国はワシントンのみならず韓国本国でも米国に対して働きかけを行っていたことが判明しました。

1951年7月、卞榮泰韓国外務部長官は、駐韓米国大使に対して改訂米英草案第2条a項の「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」を「済州島、巨文島、鬱陵島、『ドク島（Dokdo）』及び『プラン島（Prangdo）』*を含む日本による朝鮮併合の前に朝鮮の一部であったすべての島々」に変えることを要求しました。

韓国の米国への要請が受け入れられなかったことは、「ラスク書簡」について説明したとおりです。

※本来は、パラン島（Parangdo）（「波浪島」の韓国語音）。現在の東シナ海の暗礁ソコトラロックを島と誤認したもの。

図28 駐韓米国大使から米国務省宛電報（部分）（1951年7月17日）

所蔵：米国国立公文書館

竹島が日本領として残されたという認識は、米国・英国だけでなく他国にもあったんだね！



最新の研究等： 各国の認識と韓国の働きかけ②

1951(昭和26)年～1953(昭和28)年

資料③

韓国による豪州への要請(1951年7月20日頃)と豪州の対応
－韓国外相は「ドク島」と「パラン島」の位置を把握せず、豪州は困惑－

1951年7月、下榮泰韓国外務部長官は、当時釜山にいた豪州の外交官に対して平和条約草案の修正への支持をもとめました。その中には米国への要求と同様の要求、すなわち第2条a項への「ドク島」と「プラン島」※1の追記も含まれていました。豪外務省は以下のとおり、同外交官に返事をしました。

「我々(注：豪州外務省)は、この種類の問題について貴殿(注：プリムソル氏※2)を仲介者として用いる韓国政府の作法に疑問を感じるが、韓国外相に彼が示唆した日本との平和条約への修正に対する我々の仮の反応を全く非公式に伝えることぐらいは差し支えなからう。我々は、韓国が提案した修正が現実的なものなのか確信が持てないが、原則、条約で自国の利益を守るための韓国政府の望みに共感するものであると貴殿は(韓国に)言ってもよからう。(略)貴殿の言う二つの島は、我々の持っているどんな朝鮮の地図でも探し出すことができないが、我々は、正しく朝鮮の一部と認められる島々をできるだけ特記する草案にすることに反対はしない。」

1951年7月21日付の韓国に駐する豪外務省職員が韓国外務部長官からの働きかけについて本国(豪外務省)に送付した電報では、韓国外務部長官は豪州に対しての説明の中で「これ

ら二つの島は本土の南方にある程度の距離にあり」と説明していたとのことであり、外務部長官すら「ドク島」と「プラン島」の位置を正確に把握していませんでした。

結局、豪州は「ドク島」と「プラン島」を特定できず、韓国の主張の正当性の評価もできなかったようです。

草案への各国の意見およびそれを反映させるかについての米国の見解をまとめた1951年8月7日付米国務省文書(Treaty Changes)によれば、第2条a項への「ドク島」と「プラン島」の追記を求めたのは、最終的に韓国だけだったようです。

- ※1 本来は、パラン島(Parangdo)〔「波浪島」の韓国語音〕。現在の東シナ海の暗礁ソコトラロックを島と誤認したもの。
※2 UNCURK(国連朝鮮統一復興委員会)の豪州代表

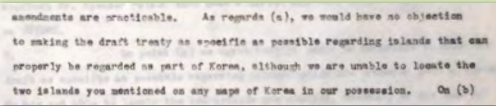


図29 豪州外務省のプリムソル氏宛電報(1951年7月25日付)(部分)

所蔵：オーストラリア国立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

資料④

1953年12月2日 ニュージーランド政府の説明資料「日韓関係 特に竹島をめぐる紛争に関連して」
－ニュージーランドは、韓国の竹島等についての要求が受け入れられなかったことを認識－

ニュージーランド外務省が1953年12月2日付で作成した全20頁の説明資料「日韓関係 特に竹島をめぐる紛争に関連して」では、以下のように解説されています。

「10. 1951年7月21日付の韓国に駐する豪外務省職員が本国(豪外務省)に送った電文(注：豪州から共有されていたと思われる)では、日本との平和条約についての韓国外相(注：下榮泰韓国外務部長官のこと)との討論を記している。韓国外相は次の条約草案第2条a項※1について批判した。(略)彼は「ドク島とプラン島」※2が朝鮮の一部であると明記されることを要求した。これら二つの島は本土の南方にある程度の距離にあり(ママ)、経済的な価値はないが韓国にとって戦略的に重要であると彼は述べた。(略)彼の提案は「ドク島とプラン島」を第2条a項の文言に加えることだった。(略)11. この韓国の不満の示唆にもかかわらず、韓国が望んだ意味での第2条a項の修正は行われることなく、平和条約は最終的に調印された。」

上記のように、韓国が「ドク島とプラン島」を第2条a項の文言に加えるという提案をしましたが修正されることなく平和条約が署名されたことをオーストラリア政府に加え、ニュージーランド政府は認識していました。

- ※1 条約草案第2条(a)
「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」(署名時の条約と同じ文言)。
※2 本来は、パラン島(Parangdo)〔「波浪島」の韓国語音〕。現在の東シナ海の暗礁ソコトラロックを島と誤認したもの。



図30 ニュージーランド政府の説明資料(1953年12月2日)(部分)

所蔵：ニュージーランド国立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

韓国は竹島に関して色々働きかけを行っていたけど、どの要請も応じられなかったんだね！



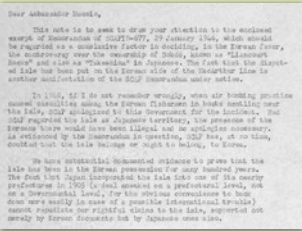
最新の研究等：
各国の認識と韓国の働きかけ③
1951（昭和26）年～1952（昭和27）年

資料⑤ | 卞榮泰（ピョン・ヨンテ）韓国外務部長官発ムチオ駐韓米国大使宛書簡（1951年9月21日）
－在韓米大は、韓国が竹島が歴史的に韓国の領土であった「証拠」を示せるか疑問視－

サンフランシスコ講和会議後になる1951年9月21日、卞榮泰韓国外務部長官は、ムチオ駐韓米国大使宛てにSCAPIN677の抜粋を送付し、竹島が韓国領であるべき「決定的証拠」と主張しました。そして、何百年もの間、竹島が韓国領であったことを証明する「資料的裏付けのある実質的な証拠」があると主張しました（図31）。

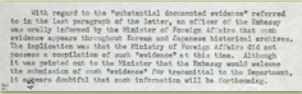
同書簡は、在韓米大から米國務省に転送されました。その際に在韓米大の担当者は、「資料的裏付けのある実質的な証拠」は日韓の公文書館のあちこちにあると韓国外務部長官に主張されたが、実際にはそのような「証拠」が手元にあるわけではないようで、また、そのような証拠が米側に提示されるかは疑わしいと報告しています（図32）。※なお、この時点では在韓米大は、平和条約上、日本が竹島を保持することになったことを知らず、1952年11月5日付け米國務省北東アジア課長発在韓米大代理大使宛書簡で通知されたとされています。そして、在韓米大は、同年12月4日、口上書でラスク書簡を韓国外務部に念押ししました。

図31 卞榮泰（ピョン・ヨンテ）韓国外務部長官発ムチオ駐韓米国大使宛書簡（1951年9月21日）



所蔵：米国立公文書館

図32 韓国外務部長官発書簡を米國務省に転送する在韓米大担当者の書簡（1951年10月3日）（部分）



所蔵：米国立公文書館

仮訳

この書簡は、同封するSCAPIN677（1946年1月29日）の抜粋にご注目をいただきたいために送付します。SCAPIN677は「独島」の領有権をめぐる議論について韓国の主張のとおりに確定する決定的証拠とみなされるべきです。（略）

我々は、何百年にわたって同島が韓国の領土であったことを証明する資料的裏付けのある実質的な証拠を有します。日本が、竹島を近隣の島の一つに1905年に編入したことは、韓国の合法の請求権を否認できません。（略）

仮訳

書簡の最後の段落にある「資料的裏付けのある実質的な証拠」については、当館担当者は、韓国外務部長官から口頭で、日韓の公文書館のあちこちにあると言われた。つまり、その含意は、外交部の手元には現在そのような「証拠」を編纂したものはないということのようである。大使館としてはそのような「証拠」が米國務省に転送されるために提示されることを歓迎する旨述べたが、実際にそのような情報が提示されるかは疑わしいようである。

韓国は今でも竹島が歴史的に韓国の領土であった証拠は提示できていないよ。くわしくは竹島の展示の「韓国の主張を見てみよう」コーナーを見てね。



尖閣諸島とサンフランシスコ平和条約

1947(昭和22)年～1972(昭和47)年

米国は、第二次大戦中から尖閣諸島については南西諸島の一部という理解でした(図33)。尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第3条の「北緯29度以南の南西諸島」に当然に含まれるものとされ、同条に従い米国の施政下におかれ、引き続き、日本の領土として扱われました。中国から「尖閣諸島は『台湾の一部』である」といった抗議は一切ありませんでした。

その後、1972年に、沖縄返還協定により日本に施政権が返還された地域には尖閣諸島が含まれています。こうした事実は、尖閣諸島が戦後秩序と国際法の体系の中で一貫して日本の領土として扱われてきたことを示しています(図34～図35)。

なお、平和条約の米 국무省 1947年8月草案では、台湾及び澎湖諸島を囲む「日本が完全な主権を中国に割譲する」領域が緯度・経度で示されており、その範囲に明らかに尖閣諸島は含まれておりません。一方、同草案の第1条で日本が保持する領土範囲が示されており、尖閣諸島はその範囲に含まれていました。米国立公文書館で見つかった図36の地図に手書きで示されている緯度・経度及びそれを結ぶ線は、8月草案で示されている台湾及び澎湖諸島を囲む「日本が完全な主権を中国に割譲する」領域の緯度・経度と同一であり、同草案または同様の規定であったその後の草案の条文の内容を反映しています。

その後、ダレス主導で作成された1950年8月草案以降の草案では、平和条約の草案は簡潔化され、日本の領土範囲の項が削除されるとともに、緯度線・経度線で日本の領土及び日本が放棄する領土を定義する方式はなくなりました。しかし、尖閣諸島を台湾の附属島嶼ではなく南西諸島の一部として扱うことに変わりはありませんでした。

図33 琉球列島・南方諸島
地名集 No.14X (1944年11月) (部分)



所蔵：米国立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

米海軍水路部が戦時中に作成した資料集。尖閣諸島が琉球列島の一部との戦時中の米軍の認識が示されている。

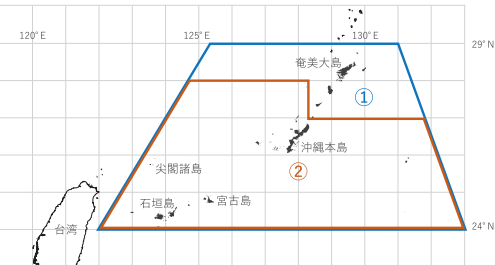
図34 琉球列島米軍政府活動概要報告
No.1(1946年7・8月) (部分)



所蔵：米国立公文書館

琉球列島米軍政府(1945年4月～1950年12月)が作成した報告書の添付地図。尖閣諸島がその管轄範囲の一部との認識が示されている。

図35 琉球列島米国民政府の布告にみる
その管轄範囲

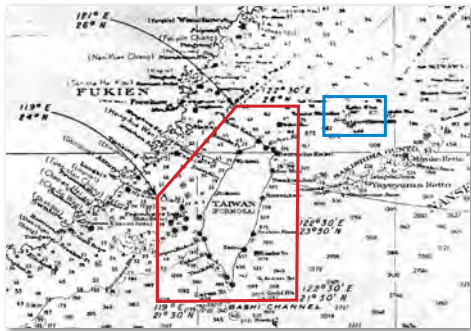


図：USCARの布令等で示された琉球の範囲

- ① 米国民政府布令第68号(琉球政府章典)で示された琉球の範囲
(1952年2月29日)
- ② 米国民政府布告第27号(琉球列島の地理的境界)で示された琉球の範囲
(1953年12月25日)

琉球列島米国民政府(1950年12月～1972年5月)の布告にみる同民政府の管轄範囲。尖閣諸島がその管轄範囲の一部との認識が示されている。

図36 「平和条約米 국무省草案の附属地図(部分)
—日本が中国に割譲する台湾及び澎湖諸島の範囲を経緯度で示す—」



所蔵：米国立公文書館

台湾及び澎湖諸島を囲む「日本が完全な主権を中国に割譲する」領域(赤線の囲み)に尖閣諸島(青線の囲み)は明らかに含まれない。

尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第3条の「北緯29度以南の南西諸島」に含まれるんだね



北方領土とサンフランシスコ平和条約

1947(昭和22)年～1957(昭和32)年

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島は、千島列島の定義とも絡めて、対日平和条約のうち領土をめぐる検討の中でも重点的に議論が行われたものの一つです。

米商務省1947年3月草案から米商務省1949年12月草案まで同省において多くの草案が作成されましたが、ダレス主導で作成された平和条約の1950年8月草案で条文は簡潔化され、日本の領土範囲の項が削除され、緯度線・経度線で日本の領土及び日本が放棄する領土を定義する方式はなくなりました。

サンフランシスコ平和条約では、最終的に、「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」という規定となりました。ここにいう「千島列島」とは日魯通好条約や 樺太千島交換条約から明らかなように、連合国側の領土不拡大原則などを踏まえると、ウルップ島以北の島々を指すものであり、また、一度も外国の領土となったことのない日本固有の領土である北方四島は含まれません。

米商務省は、1956年9月7日付けの対日覚書において、「米国は、歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した。」との見解を明らかにしています。

また、1957年5月23日付けの米国政府発ソ連政府宛ての書簡においても、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本本土の一部であったものであり、したがって正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ、含むように意図されもしなかったということを繰り返し言明する。」と述べており、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、上記の日本政府の解釈の正しさが確認されています。

なお、サンフランシスコ平和条約の当事国でないソ連は、同条約を解釈する立場にはありません。

図37 サンフランシスコ平和条約に基づく国境線

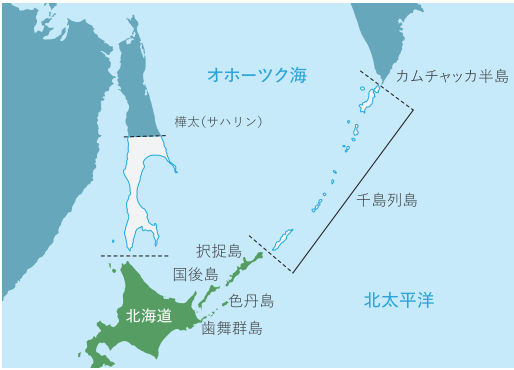


図38 米商務省1956年9月7日付け覚書



出典：Department of State Bulletin, Vol.35, No.900 (September 24, 1956)

領土問題に関しては、さきに日本政府に通報したとおり、米国は、いわゆるヤルタ協定なるものは単にその当事国の当時の首脳者が共通の目標を陳述した文書に過ぎないものと認め、その当事国によるなんらの最終的決定をなすものでもなく、また領土移転のいかなる法律的效果を持つものでもないと認めるものである。サンフランシスコ平和条約—この条約はソ連邦が署名を拒否したから同国に対してはなんらの権利を付与するものではないが—は、日本によって放棄された領土の主権帰属を決定しておらず、この問題は、サンフランシスコ会議で米国代表が述べたとおり、同条約とは別個の国際的解決手段に付せられるべきものとして残されている。

米国は、歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は、（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）、常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した。米国は、このことにソ連邦が同意するならば、それは極東における緊張の緩和に積極的に寄与することになるであろうと考えるものである。

サンフランシスコ平和条約第2条の「千島列島」には北方領土は含まれないだぴ！

